

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-127885(P2020-127885A)

【公開日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-034

【出願番号】特願2020-96924(P2020-96924)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

| | | |
|---------|------|---------|
| A 6 3 F | 7/02 | 3 3 4 |
| A 6 3 F | 7/02 | 3 0 4 D |
| A 6 3 F | 7/02 | 3 1 2 Z |

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月4日(2021.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発射された遊技球が遊技板に設けられた遊技領域を流下し、遊技球が所定の入賞口に受け入れられると特典を付与する遊技機において、

所定の装飾が施されている装飾体と、

該装飾体が前方から着接される被装飾部、及び該被装飾部を前後に貫通している貫通孔、を有している前部材と、

前記被装飾部の裏面側に設けられており、前記遊技板よりも前側で遊技球が流通可能な通路部を有している通路部材と

を具備し、

前記前部材は、前記被装飾部が略薄板状であると共に、後方へ延出している後方延出部を更に有しております、

前記貫通孔は、前記後方延出部とは異なる部位で、かつ、前記被装飾部の中央部を避けた位置で前記略薄板状である前記被装飾部を貫通しており、前記通路部材は、前記後方延出部の延出端よりも前方側で前記貫通孔の孔部に被さるように設けられ、かつ、前記略薄板状である前記被装飾部の裏面側に当接している

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、新たな態様で不正行為を防止することが可能な遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の請求項1は、

「発射された遊技球が遊技板に設けられた遊技領域を流下し、遊技球が所定の入賞口に受け入れられると特典を付与する遊技機において、

所定の装飾が施されている装飾体と、

該装飾体が前方から着接される被装飾部、及び該被装飾部を前後に貫通している貫通孔、を有している前部材と、

前記被装飾部の裏面側に設けられており、前記遊技板よりも前側で遊技球が流通可能な通路部を有している通路部材と

を具備し、

前記前部材は、前記被装飾部が略薄板状であると共に、後方へ延出している後方延出部を更に有しております。

前記貫通孔は、前記後方延出部とは異なる部位で、かつ、前記被装飾部の中央部を避けた位置で前記略薄板状である前記被装飾部を貫通しており、前記通路部材は、前記後方延出部の延出端よりも前方側で前記貫通孔の孔部に被さるように設けられ、かつ、前記略薄板状である前記被装飾部の裏面側に当接している

ことを特徴とする遊技機。」である。

また、本発明とは別の発明として、以下の手段を参考として例示する。

手段1：遊技機において、

「所定の装飾が施されている装飾体と、

該装飾体が前方から着接される被装飾部、及び該被装飾部を前後に貫通しており着接されている前記装飾体を後方から押圧して分離可能とする分離孔、を有している前部材と、

該前部材の前記分離孔を後方から閉鎖するように前記前部材の後側に設けられており、遊技媒体が流通可能な通路部を有している通路部材と
を具備している」ものであることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

このように、本発明によれば、新たな態様で不正行為を防止することが可能な遊技機を提供することができる。